

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

会計名：豊川市水道事業会計

事業名	豊川市水道事業		
事業開始年月日	昭和23年10月	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	豊川市	職員数* (H19. 4. 1現在)	41
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	77.87 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	5164
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	571
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.93 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	13.8 (H19)
		経常収支比率* (%)	91.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年2月1日 合併前市町村：宝飯郡一宮町 水道事業につき統合有り] [合併期日：平成20年1月15日（予定） 合併前市町村：宝飯郡音羽町及び御津町 水道事業においても統合有り]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊川市水道事業中期経営計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	豊川市長中野勝之
既存計画との関係	人員適正化計画の目標達成、実施計画に沿った事業展開
公表の方法等	議会説明及びホームページ上での公開
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・給水人口は今後も微増の傾向であるが、有収水量の大きな伸びは期待できない。 ・現行水道料金を維持し、各種事業を展開すること。 ・料金係業務の包括委託の実施により業務の民営化の推進を図る。 ・実施計画で掲げた事業に沿った工事内容とする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		140	148	288
	補償金免除額		34	19	53
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		18	20	38

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	48,341	139,980	147,540	335,861
合 計 (A)		48,341	139,980	147,540	335,861
※上記のうち (一般会計負担分)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		48,341	139,980	147,540	335,861

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※上記のうち (一般会計負担分)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高) (平成19年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	0	17,031	19,424	36,455
合 計 (A)		0	17,031	19,424	36,455
※上記のうち (一般会計負担分)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	17,031	19,424	36,455

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年2月1日で旧宝飯郡一宮町水道事業との事業統合を実施、給水人口も140,000人となりました。財務状況では、平成15年から当期純利益が1億円前後で推移しており、健全経営を維持していると考えておりますが、「総収支比率」「経常収支比率」は全国、同規模事業者平均を比べ、低いため更なる経営努力が必要である。 有形固定資産減価償却率は、上昇傾向にあり施設の老朽化が進んでおり、全国、同規模事業者と比べ高く、今後整備計画を策定し更新事業を進める必要がある。一方で、職員一人当たりの給水人口は全国、同規模事業者と比べ生産性が高い状況にある。 1ヶ月20㎡当たりの家庭用水道料金は、2,100円と全国、同規模と比較してかなり低い水準を維持できている。
経営課題	課題 ① 経年管・経年施設の計画的な設備投資、事業費の平準化 ・高度成長期に急速に設備投資した水道施設更新時期の到来に伴い、近い将来多額の事業費が必要となる。今後5年間は現行の水道料金を維持することを前提として、早急に事業計画を策定したい。
	課題 ② 水道料金に係る業務の委託化 ・経営基盤安定のため、事務事業の見直しは水道事業の責務である。委託化によるコスト削減及び増加傾向にある未収金の徴収強化を目的として平成20年度中に委託契約の締結を目指したい。
	課題 ③ 危機管理体制の強化と災害に強い水道づくり ・合併したことで管理する施設も増え、改めて災害時の危機管理体制を構築する必要性を感じている。主要施設の耐震化を積極的に進め、災害に強い水道事業として応急復旧・応急給水の体制強化を模索する。
	課題 ④ 技術の継承と定員管理 ・今後、労務職員の大量退職が予定され、技術の継承は重要な課題と認識している。一定レベルの危機管理能力を維持することを優先課題にし、再任用職員や嘱託職員、委託化等総合的な見地から将来的な組織のあり方を検討したい。
	課題 ⑤ 現行水道料金の維持 ・本市の水道料金は平成9年度から据え置かれ、県下の水道事業者では中位レベルである。中期的には、現行の料金体系を維持するため、収入確保・コスト削減・事業費平準化等経営努力に邁進します。
留意事項	特になし

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率*	(%)	99.0	102.4	103.2	100.5	101.5	98.4	97.4	99.2	98.5	99.5	
総収支比率(法適用)	(%)	102.6	105.4	106.9	103.9	104.2	102.1	101.7	103.5	102.9	103.3	
経常収支比率(法適用)	(%)	102.8	105.6	107.0	104.0	104.8	102.5	102.0	103.8	103.3	103.6	
営業収支比率(法適用)	(%)	114.5	117.0	116.9	112.7	112.8	109.2	107.3	108.7	108.1	107.8	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	2.6	2.6	2.9	3.2	2.9	3.6	4.3	4.2	4.4	3.8
	うち基準内繰入金	(%)	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	うち基準外繰入金	(%)	2.5	2.5	2.8	3.0	2.8	3.5	4.2	4.1	4.3	3.7
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分	(%)	7.0	8.8	8.9	3.6	7.3	8.0	2.6	3.2	4.1	4.0
	うち基準内繰入金	(%)	1.8	2.3	2.5	2.2	7.3	8.0	2.6	3.2	4.1	4.0
	うち基準外繰入金	(%)	5.0	6.3	6.4	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価 × 1 / 給水原価 × 2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・水道料金については、平成9年度に改訂した現行の水道料金を維持することを前提に、19年度予算額から微増するような見込みとした。
2 他会計繰入金の見込み	・下水道収納事務委託料、退職給与負担金等費用の相応負担の必要があるものみとしてあります。 ・以前のように一般会計から建設改良事業に対する元利償還金への出資金は平成17年度を最後として受けていないのが現状であり、今後も繰入れを受けずに事業展開することとしています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・今後は、大規模な建設改良工事よりも、経年管等老朽化施設への更新事業が多くなると考えております。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	・料金係の業務を民営化委託実施し、人件費等の費用削減・未収金の削減効果を見込んでいます。 ・県水の承認基本給水料の見直しによる受水費の削減効果を見込んでいます。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>課題②及び④</p> <p>・本市水道事業では、平成14年度から現在(平成19年度)に至るまで、50名(豊川市47名+旧一宮町3名)から41名(うち再任用職員1名)に削減しており、これは、業務の見直しや労務職員の不補充・嘱託化によって実現できたものであります。今後も料金係業務の委託化等に取り組み職員数も10%程度の削減を見込んでいます。</p> <p>給与構造改革は、平成18年4月1日に実施済である。地域手当については、国の支給率が0%であることに鑑み、今年度中に条例本則を改正し、平成22年度から廃止する。</p> <p>取組方針は、平成20年3月末までに公表する予定である。行(一)、行(二)の給料表が、未分離であるため、分離に向けて検討している。給与水準については、昇格や昇給の運用によって、決して高い水準にある訳ではないが、住民の理解と納得が得られるよう総合的な点検を実施し、適切に対処していく。</p> <p>退職時特昇の制度はない。(平成16年7月1日廃止)</p> <p>平成17年度に互助会財政検討委員会を開催し、互助会事業の公費負担のあり方について見直しを行い、公費負担額を、3,860万円から1,450万円に削減した(平成17年度予算ベース)。健康保険組合の事業主負担割合については、適正化に向けて、引き続き愛知県九市健康保険組合に働きかけていく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>・本市には浄水場等施設が数多くあり、その点検業務も内容や施設の種類によって多岐にわたります。これまで、点検内容毎に業務委託の発注をしてまいりましたが、一括発注をすることで、契約業務等事務量の削減を考えています。</p> <p>・平成19年度の県水の受水申込みの承認基本給水量を下げたことで、平成18年度と同じ水量を受水した場合と比較して約30百万円の削減効果を生み出しました。しかしながら、自己水の取水能力の余力も少なくなっていますので、施設等維持管理費とのコスト比較の中で一番効率的な水運用を行いたいと思います。</p> <p>課題②</p> <p>・水道料金に係る業務の委託化については、平成20年度途中からの実施を目指し検討しているものであるが、現在水道料金係所属職員の業務と既に委託化している開閉栓業務、検針業務、集金業務を併せて委託契約するものである。本市水道事業では、経費的な削減はもちろん、労務管理に係る業務等細かな効果も期待しているとともに、増加傾向にある未収金・滞納整理業務についても民間のノウハウを活用して収納率の向上に努めたいと考えています。その反面、市側から料金係業務のノウハウが無くなることを危惧しており、業務のマニュアル化等も平行して進める必要があると認識しています。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 ○ 行政評価の導入	<p>・決算状況の公開はホームページ上で公開するとともに、上半期・下半期の業務報告を市民に対し明らかにしています。今後は、キャッシュフロー計算書も公開するようにしたいと思います。</p> <p>・また、現在策定中の水道ビジョンについては、平成20年度後半にホームページ上で公開したいと考えています。</p> <p>・現在水道ビジョンに掲げられた137項目について、過去3カ年の数値の推移を算出しており、これらを活用した目標値設定を行い達成度合を評価するようなシステム作りを検討したいと思います。</p>
5 その他	<p>課題①、③</p> <p>・現在策定中の水道ビジョンの中でも、過去に布設された経年管や老朽化施設の更新及び災害対策としての管路・施設の耐震化は本市水道事業の今後の事業の柱となるものです。数年後には多額の事業費が想定されるため具体的な事業費を算出し、事業費の平準化に努めたいと考えます。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	II課題④、IV（1地方公務員の職員数の純減の状況） ・本市水道事業においては、現場労務職員の退職者の不補充、嘱託職員への切り替え等により平成14年度に50名（豊川市47名+旧一宮町3名）であった正規職員を平成19年度においては、平成17年度の旧一宮町との合併後にもかかわらず41名（うち再任用職員1名）まで削減し、職員数の人件費削減・委託化の推進といった観点からは、一応の評価が得られていると感じています。 今後は、料金係の業務を包括的に民間委託することを大きな目標として掲げ、平成20年度途中からの実現を目指す予定です。これにより職員数もさらに10%程度の削減が可能であると見込んでいます。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	II（課題②④⑤）、IV（2） ・現行の水道料金は、平成9年度から据え置かれており、愛知県下の水道料金としては中位に位置している。これにより、三上浄水場の建設や山の山配水池建設といった拡張事業を推進することができ、市民への安定給水に寄与することができたとともに、前述の人員配置の見直し等の経営努力により何とか黒字経営を保った結果であると思います。 今後も現行の料金体系を維持することを優先課題に、水道料金の未収金対策等の収入確保や業務委託の推進、再任用職員の活用検討、事業費の平準化といった経営の効率化に向けた取組を実施したいと思います。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	・これまで、水道事業では、石綿管布設替事業や浄水場建設事業に係る元利償還金の一部について一般会計から繰出しを受けておりましたが、平成18年度からは調整の結果この繰出しを解消して水道独自で対応するに至り、費用の相応負担の必要あるもののみとなっております。今後も、真に自立した企業会計として事業運営できるように努めたいと考えます。
4 その他	II（課題①）、IV（5その他） ・今後、高度経済成長期に投資した水道施設の更新時期が一齐に到来することが予測され、施設維持に相当の経費が必要となると考えられます。現在、「地域水道ビジョン」の策定に向け今後10年間の投資額を算出していますが、経年施設や経年管の更新を計画的に行いたいと考えます。 また、これと平行して、災害時における被害を最小限に止めるため応急給水・応急復旧の体制の見直しを行うとともに、水道施設はもちろん災害時の拠点施設に繋がる配水管についても耐震化の検討を行う予定です。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策(委託化による効果)												
2	改善額									1	1	1	3
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	428	404	400	400	359		348	361	313	305	296	
	改善額	0	24	28	28	69	149	11	-2	46	54	63	172
	給与水準												
	改善額												
	人員削減に伴うもの												
	改善額												
	その他												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
1	職員数(人)	50	48	47	47	45		41	43	37	36	35	
	増減数(人)	-2	-2	-1		-2	-7	-4	2	-6	-1	-1	-10
	維持管理費等												
	改善額(適正化)							30					30
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	その他(借換・線上償還による利息抑制)												
	改善額				8	2	10						0
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	6,266	6,026	5,796	5,485	5,164		4,694	4,374	4,146	3,939	3,773	
	増減	-162	-240	-230	-311	-321		-470	-320	-228	-207	-166	
	計画前5年間改善額 合計						159						205
	改善額 合計												53

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 53

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	130	131	132	140	140	141	142	143	144	144
年間総有収水量 (千m ³)	14812	14898	15268	15319	15970	15627	15666	15688	15698	15704
公称施設能力 (m ³ /日)	60800	60800	60800	65000	65000	65000	65000	65000	65000	65000
1日最大配水量 (m ³ /日)	51100	51039	52065	50479	53218	53500	53500	54000	54000	54500
最大稼働率 (%)	85.4%	85.9%	86.7%	89.8%	88.8%	79.8%	80.2%	79.6%	79.6%	78.9%
供給単価 (円/m ³)	147.33	147.73	148.09	147.91	148.27	147.86	147.70	147.70	147.70	147.70
給水原価 (円/m ³)	148.89	144.24	143.5	147.16	146.03	150.25	151.67	148.84	149.96	148.5

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。